

御前崎市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御前崎市都市公園条例（令和7年御前崎市条例第50号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請手続)

第2条 条例第5条第2項の規定により市長に提出する申請書は、都市公園内行為許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第5条第3項の規定により市長へ提出する申請書は、都市公園内行為変更許可申請書（様式第2号）とする。

3 市長は、前2項の規定に基づき、申請があった行為を許可するときは、都市公園内行為許可書（様式第3号）を交付しなければならない。

(施設の設置又は管理の許可申請手続)

第3条 条例第9条第1項各号に基づく規定により市長に提出する申請書は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる申請書とする。

(1) 公園施設を設けようとする場合 都市公園施設設置許可申請書（様式第4号）

(2) 公園施設を管理しようとする場合 都市公園施設管理（更新）許可申請書（様式第5号）

(3) 公園施設の設置について許可を受けた事項を変更しようとする場合 都市公園施設設置変更許可申請書（様式第6号）

(4) 公園施設の管理について許可を受けた事項を変更しようとする場合 都市公園施設管理変更許可申請書（様式第7号）

2 市長は、前項各号に基づき、申請があった施設の設置又は管理を許可するときは、都市公園内行為許可書を交付しなければならない。

(記章の携帯及び標識の掲示)

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は条例第5条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者（これらの者が使用する者を含む。）は、別に定める者を除き、当該許可に係る行為に従事する間、記章（様式第8号）を携帯しなければならない。

2 法第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る標識（様式第9号）を当該工作物その他の物件又は施設の指定する箇所に掲示しなければならない。

(売店等の料金等の届出)

第5条 法第5条第1項に規定する公園施設が売店、軽飲食店、簡易宿泊施設、駐車場その他有料で公開される施設である場合においては、当該施設の設置又は管理をする者は、その販売品目及び料金を定め、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項について変更しようとする場合もまた同様とする。

(占有許可の更新・変更申請手続)

第6条 条例第9条第2項の規定により市長に提出する申請書は、都市公園占有(更新)許可申請書(様式第10号)又は都市公園占有変更許可申請書(様式第11号)とする。

2 前項に基づき、申請があった占有を許可するときは、都市公園占有(更新・変更)許可書(様式第12号)を交付しなければならない。

(使用料の減免の基準)

第7条 条例第13条の規定による使用料の減免は、国、地方公共団体、学校、福祉団体等の利用その他公園の利用の促進に資すると市長が認めた場合に行うことができる。

(公園施設の使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園内行為(設置・管理・占有)使用料還付申請書(様式第13号)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、都市公園内行為(設置・管理・占有)使用料還付通知書(様式第14号)を当該申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、条例第18条の規定による処分をしたときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に都市公園内行為・占有許可取消(停止・条件変更)通知書(様式第15号)によって通知するものとする。

2 前項の規定による処分によって生じた利用者の損害については、市長はその責めを負わない。

(届出)

第10条 条例第19条の規定により市長にする届出は、同条各号に該当するに至った日から7日以内に都市公園内工事完了等届(様式第16号)を提出しなければならない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、公園の施設及び設備の保全に努め、管理に協力しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、公園施設、設備若しくは物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、公園の管理及び運用の手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり行為の許可を受けたいので、申請します。

目 的	
内 容	
期間及び時間	年 月 日から 年 月 日まで (時 分から 時 分まで)
場所又は公園施設	
使用面積	
備 考	

(注)

- 1 ()内には、公園の名称を記入すること。
- 2 目的欄には、何々の販売、何々の募金、写真の撮影、何々の興行等行為を具体的に記入すること。
- 3 内容欄には、物を販売する場合は販売品目及び従事する人員を、写真を撮影する場合は撮影機の台数及び従事する人員を、催しを行う場合は有料、無料の別、従事する人員及び参加する人員を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

都市公園内行為変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり行為の変更許可を受けたいので、申請します。

事 項	変更前	変更後
目 的		
内 容		
期間及び時間		
場所又は公園施設		
使用面積		
備 考	年 月 日 第 号	

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 目的欄には、何々の販売、何々の募金、写真の撮影、何々の興行等行為を具体的に記入すること。
- 3 内容欄には、物を販売する場合は販売品目及び従事する人員を、写真を撮影する場合は撮影機の台数及び従事する人員を、催しを行う場合は有料、無料の別、従事する人員及び参加する人員を記入すること。
- 4 変更前の備考欄には、許可書の許可年月日及び番号を記入すること。

様式第3号（第2条、第3条関係）

様式第3号（第2条、第3条関係）

都市公園内行為許可書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった（ ）公園内の行為について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

目的	
内容	
期間及び時間	年 月 日 から 年 月 日まで 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分まで
場所又は 公園施設	
使用面積	
備考	

(注)

- 1 行為期間中は、別紙記章（様式第8号）を携行し、常に提示できるようにすること。
- 2 別紙記章裏面に記載された許可条件を遵守すること。

様式第4号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

都市公園施設設置許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

目 的		
期 間		
場 所		
施設の種類		
施 工 方 法	敷地面積	
	規 模	
	構 造	
	公園施設の 管理の方法	
	工事实施の 方 法	
	様 式	
	主要材料	
	外部色彩	
	仕様の概要	
	図 面	別添のとおり
	着 手	
	完 了	
	復旧方法	指示のとおり
備 考		

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 施工に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 図面は、位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等設計の表示に必要な図面とすること。
- 4 更新許可申請の場合には、備考欄にその旨記載し、施工方法欄の記載及び図面の提出は要しない。

様式第5号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

都市公園施設管理（更新）許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり公園施設管理の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

目 的	
期 間	
設置の場所	
施設の種類	
方 法	
備 考	年 月 日 第 号

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 許可の更新を申請する場合は、備考欄に当該許可書の許可年月日及び
番号を記入すること。

様式第6号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

都市公園施設設置変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり公園施設設置変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更の理由				
事 項	変 更 前	変 更 後		
目 的				
期 間				
場 所				
施設の種類				
施 工 方 法	敷地面積			
	規 模			
	構 造			
	公園施設の 管理の方法			
	工事实施の 方 法			
	様 式			
	主要材料			
	外部色彩			
	仕様の概要			
	図 面	別添のとおり	別添のとおり	
	着 手			
	完 了			
	復旧方法	指示のとおり		
備 考	年 月 日 第 号			

(注)

- 1 () 内には、公園の名称を記入すること。
- 2 施工に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 図面は、位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等設計の表示に必要な図面とすること。
- 4 備考欄には、許可書の許可年月日及び番号を記入すること。

様式第7号（第3条関係）

様式第7号（第3条関係）

都市公園施設管理変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり公園施設管理変更の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

変更の理由		
事 項	変 更 前	変 更 後
目 的		
期 間		
設置の場所		
施設の種類		
方 法		
備 考	年 月 日 第 号	

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 備考欄には、許可書の許可年月日及び番号を記入すること。

様式第8号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）

記章

(表面)

	年	月	日
	第		号
都市公園内行為許可済			
○○公園			
許可を受けた者 ○○○○			
期間	年	月	日から
	年	月	日まで
御前崎市			

(裏面)

〈行為の制限（条例第5条関係）〉
許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更の許可申請をすること。

〈行為の禁止（条例第7条関係）〉
・許可行為を除き、次の行為はしないこと。ただし、法第5条第1項、法第5条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
（1）公園施設を損傷し、又は汚損すること。
（2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
（3）土地の形質を変更すること。
（4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
（5）貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
（6）立入禁止区域に立ち入ること。
（7）指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
（8）公園をその用途以外に使用すること。

〈使用料の納付（条例第12条関係）〉
許可を受けた者は、定められた使用料を前納すること。ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

・その他条例に定める義務事項を遵守すること。

様式第9号（第4条関係）

様式第9号（第4条関係）

標識

	年	月	日
	第		号
都市公園占用許可済			
○ ○ 公園			
許可を受けた者	○○○○		
期間	年	月	日から
	年	月	日まで
御 前 崎 市			

様式第10号（第6条関係）

様式第10号（第6条関係）

都市公園占用（更新）許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり都市公園占用（更新）の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

目 的		
期 間		
場 所		
施設の種類		
施 工 方 法	敷地面積	
	規 模	
	構 造	
	占用物件の 管理の方法	
	工事実施の 方 法	
	様 式	
	主要材料	
	外部色彩	
	仕様の概要	
	図 面	別添のとおり
	着 手	
	完 了	
復旧方法	指示のとおり	
備 考	年 月 日 第 号	

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 施工に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 図面は、位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等設計の表示に必要な図面とすること。
- 4 更新許可申請の場合は、施工方法欄の記載及び図面の提出は要しない。
- 5 更新許可申請の場合は、備考欄に当該許可書の許可年月日及び番号を記入すること。

様式第11号（第6条関係）

様式第11号（第6条関係）

都市公園占用変更許可申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（ ）公園内において、次のとおり都市公園占用変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更の理由				
事 項	変 更 前	変 更 後		
目 的				
期 間				
場 所				
施設の種類				
施 工 方 法	敷地面積			
	規 模			
	構 造			
	占用物件の 管理の方法			
	工事实施の 方 法			
	様 式			
	主要材料			
	外部色彩			
	仕様の概要			
	図 面	別添のとおり	別添のとおり	
	着 手			
	完 了			
	復旧方法	指示のとおり		
備 考	年 月 日	第	号	

(注)

- 1 （ ）内には、公園の名称を記入すること。
- 2 施工に関して他の法規により制限を受けるときは、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 図面は、位置図、現況写真、平面図、立面図、側面図、構造図、意匠配色図等設計の表示に必要な図面とすること。
- 4 備考欄には、許可書の許可年月日及び番号を記入すること。

様式第12号（第6条関係）

様式第12号（第6条関係）

都市公園占用（更新・変更）許可書

年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付けで申請のあった（ ）公園の占用について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

目 的		
期 間		
場 所		
施設の種類		
施 工 方 法	敷地面積	
	規 模	
	構 造	
	様 式	
	占用物件の 管理の方法	
	工事実施の 方 法	
	主要材料	
	外部色彩	
	仕様の概要	
	図 面	
	着 手	
	完 了	
使用料	円	
備 考		

許可条件

- 1 御前崎市が当該土地を必要とした場合又は使用されない事実が判明した場合は、許可を取り消し、工作物の撤去を命ずることがある。ただし、これにより生じた費用及び負担は補償しない。
- 2 占用物件の維持管理は、申請者の責任において行うこと。
- 3 占用を終了するときは、整地を行い返却すること。
- 4 占用期間満了後も継続して占用する場合は、期間満了の1か月前に更新申請を申請すること。
- 5 占用期間中は、別紙標識（様式第9号）を占用物件等に掲示すること。

様式第13号（第8条関係）

様式第13号（第8条関係）

都市公園内行為（設置・管理・占用）使用料還付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、御前崎市都市公園条例第14条に基づき、使用（設置・管理・占用）料の還付を申請します。

使用目的												
使用場所												
期間及び時間	年 月 日から					年 月 日まで						
	(時 分から					時 分まで)						
団体名・代表者名												
還付申請理由												
還付申請額	円											
還付先口座	銀行 信用金庫 本店（所） 信用組合 支店（所） 協同組合 出張所											
	金融機関 コード			店 舗 コード		預金 種別	1 普通預金 2 当座預金 3 その他 ()	口座 番号				
	フリガナ											
口座名義人												

(注)

交付された許可書を添付し、提出すること。

様式第14号（第8条関係）

様式第14号（第8条関係）

都市公園内行為（設置・管理・占用）使用料還付通知書

年 月 日

様

御前崎市長



次のとおり、御前崎市都市公園条例第14条に基づき、使用（設置・管理・占用）料を還付します。

使用場所	
期間及び時間	年 月 日から 年 月 日まで (時 分から 時 分まで)
団体名・代表者名	
還付額	円
備 考	

様式第15号（第9条関係）

様式第15号（第9条関係）

都市公園内行為・占用許可取消（停止・条件変更）通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



都市公園内行為・占用許可に関し、次のとおり処分したので、通知します。

許可年月日	
許可番号	
公園名称 (施設名)	()
処分の内容	1 許可条件の変更 (変更後の条件) 2 許可の停止 3 許可の取消し
処分の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、御前崎市長に対して、審査請求をすることができる。

様式第16号（第10条関係）

様式第16号（第10条関係）

都市公園内工事完了等届

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

「」公園内において、次のとおり（）しましたので、
関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日・番号	
施設の種類	
許可の期間又は条件	
完了等の年月日	
理 由	
備 考	

(注)

- 1 「」内には、公園の名称を記入すること。
- 2 （）内には、届出事由を記入すること。
- 3 許可年月日・番号欄、施設の種類欄及び許可の期間又は条件欄には、許可書に記載されたものを記入すること。
- 4 所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したときは、その登記簿謄本を添付すること。